

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-522368(P2001-522368A)

【公表日】平成13年11月13日(2001.11.13)

【出願番号】特願平10-546717

【国際特許分類】

A 61 K 31/734 (2006.01)

A 61 P 1/00 (2006.01)

A 61 P 1/04 (2006.01)

【F I】

A 61 K 31/734

A 61 P 1/00

A 61 P 1/04

【誤訳訂正書】

【提出日】平成17年4月25日(2005.4.25)

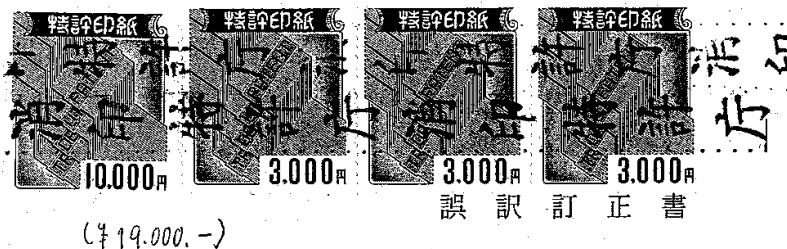
【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】補正の内容のとおり

【訂正方法】変更

【訂正の内容】



17.4.25  
平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示 平成10年特許願第546717号

2. 特許出願人

名 称 レキット ベンキサー ヘルスケア (ユーケイ)  
リミテッド

3. 代理人

住 所 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号  
電話 (代) 3211-8741

氏 名 (5995) 弁理士 中 村 稔



4. 訂正の対象

明細書及び請求の範囲の欄



5. 訂正の内容

(1) 明細書第7頁第3行の記載“c) 実質的には他の沈殿防止剤”を「c)

実質的には他の沈殿防止剤（懸濁剤）を含まない」に変更する。

(2) 明細書第9頁第13~14行の記載“合計1~30% (好ましくは15~25%、

特に20%)”を「合計10~30% (好ましくは15~25%、特に20%)」に変更する。

(3) 請求の範囲を別紙記載の通りに変更する。



## 6. 訂正の理由等

### (訂正の内容(1)の理由)

国際出願時明細書の第11頁下から11行 “c) substantially no other suspending agents” を、

明細書第7頁第3行において “c) 実質的には他の沈殿防止剤” と翻訳したが、

「c) 実質的には他の沈殿防止剤 (懸濁剤) を含まない」が正しい翻訳であるため、訂正する。

### (訂正の内容(2)の理由)

国際出願時明細書の第15頁下から13行 “i) from 10% to 30% (preferably 15% to 25%, especially 20%) in total” を

明細書第9頁第13～14行において “合計1～30%(好ましくは15～25%、特に20%)” と翻訳したが、

「合計10～30%(好ましくは15～25%、特に20%)」が正しい翻訳であるため、訂正する。

### (訂正の内容(3)の理由)

請求の範囲について行った補正は、新規事項の追加ではなく、補正後の内容は出願時明細書の開示内容の範囲内である。以下に、補正の内容及び根拠を説明する。

(i) 補正後の請求項1において、元の請求項1の記載 “高濃度のアルギン酸ナトリウム” 及び “マンヌロン酸残基とグルロン酸残基の平均比が少なくとも0.6 : 1” をそれぞれ「アルギン酸ナトリウム8～15 w/v%」及び「マンヌロン酸残基とグルロン酸残基の平均比が0.7 : 1～1.3 : 1」と補正した。補正後のアルギン酸ナトリウムの濃度については明細書第6頁第10～13行において、補正後のマンヌロン酸残基とグルロン酸残基の平均比については明細書第5頁第8～11行において、それぞれ支持されている。

(ii) 補正後の請求項2において、元の請求項2の記載 “該アルギン酸ナトリウムの少なくとも50%の” を「少なくとも50%の該アルギン酸ナトリウムの」と補正した。この補正は、“少なくとも50%の” が “該アルギン酸ナトリウム” と

“マンヌロン酸残基と～”のどちらを修飾するのか不明瞭であった記載を改めて“該アルギン酸ナトリウム”を修飾することを明確にするために行った。

(iii) 補正後の請求項3において、元の請求項3の記載“該アルギン酸ナトリウムの70～80%の”及び“該アルギン酸ナトリウムの30～20%の”をそれぞれ「70～80%の該アルギン酸ナトリウムの」及び「30～20%の該アルギン酸ナトリウムの」と補正した。この補正は、“70～80%の”及び“30～20%の”が“該アルギン酸ナトリウム”と“マンヌロン酸残基と～”のどちらを修飾するのか不明瞭であった記載を改めて“該アルギン酸ナトリウム”を修飾することを明確にするために行った。

(iv) 補正後の請求項4において、元の請求項4におけるマンヌロン酸残基とグルロン酸残基の平均比についての記載“少なくとも0.6:1”を「0.7:1～1.3:1」と補正した。補正後の内容は、明細書第5頁第8～11行において支持されている。また、元の請求項4の“好ましくは～”という不明瞭な表現を削除して、明瞭な記載に改めた。

(v) 補正後の請求項5は、元の請求項5の治療方法を、治療用組成物を調製するための使用に補正したものである。また、補正後のマンヌロン酸残基とグルロン酸残基の平均比についての記載“少なくとも0.6:1”を「0.7:1～1.3:1」と補正した。補正後の内容は、明細書第5頁第8～11行において支持されている

(vi) 補正後の請求項6は、元の請求項6の治療方法を、治療用組成物を調製するための使用に補正したものである。

(vii) 補正後の請求項9において、元の請求項9の“好ましくは～”という不明瞭な表現を削除して、明瞭な記載に改めた。

(viii) 補正後の請求項10において、元の請求項10の不明瞭な記載“(好ましくは2.0～10%、更に好ましくは2.5～8%、特に4～6%)”及び“好ましくはカルシウム又はアルミニウム、最も好ましくはカルシウム”を削除し、また元の請求項10における記載“ii) アルカリ金属重炭酸塩；及び好ましくは”を「ii) アルカリ金属重炭酸塩；及び任意により」と補正して、明瞭な記載に改めた。

(ix) 補正後の請求項12において、元の請求項12の“好ましくは～”という不明瞭な表現を削除して、明瞭な記載に改めた。

(x) 補正後の請求項13及び14は、元の請求項13及び14の間接的な治療方法を、対応する医薬組成物に補正したものである。また、元の請求項13及び14の“好ましくは～”という不明瞭な表現を除き、明瞭な記載に改めた。

(xi) 補正後の請求項15は、元の請求項16に対応する。